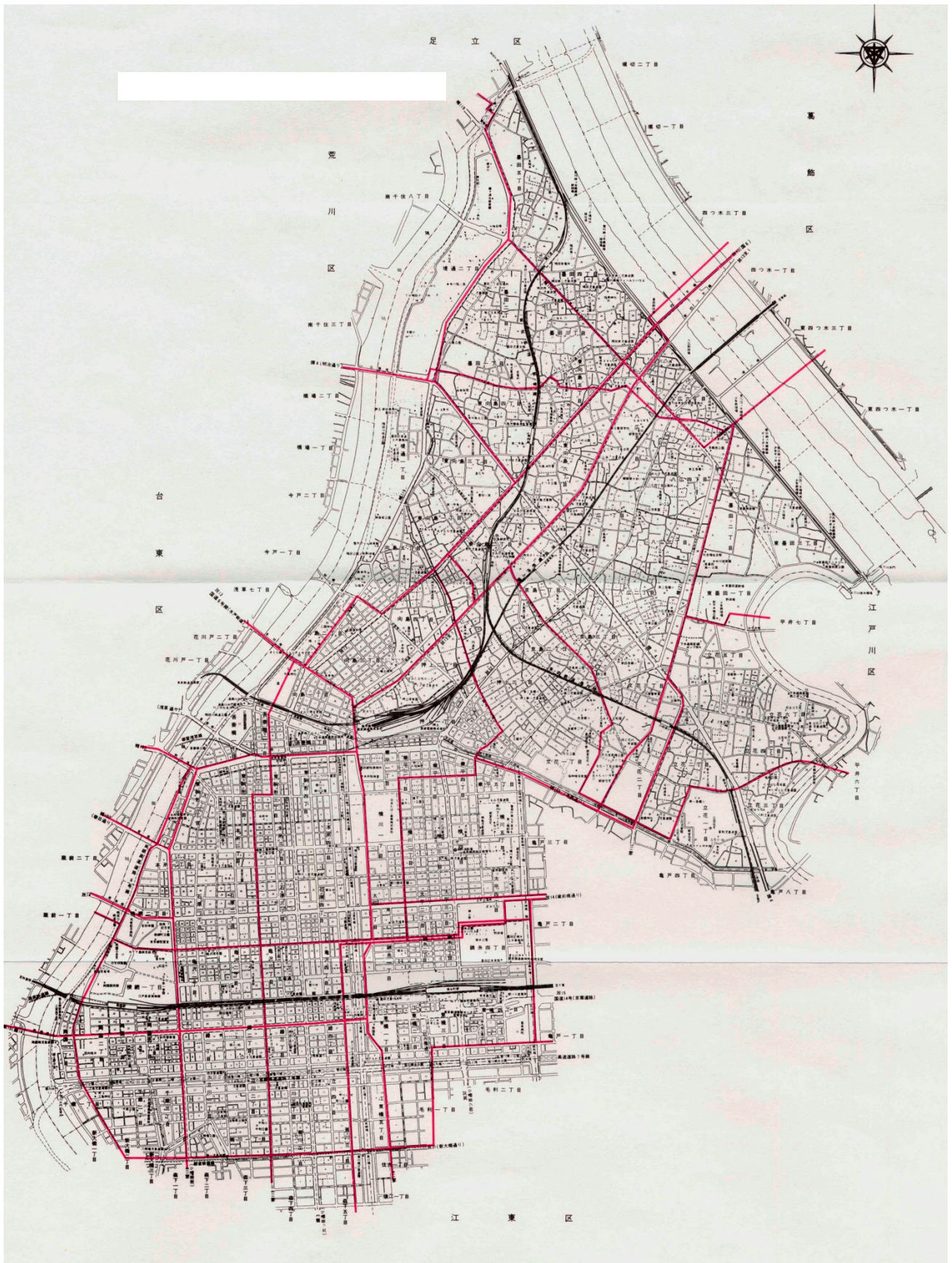


X-11：上水道本管配管図



X-12：社会公共施設現況（本冊 P71）

令和4年11月1日現在

	施設名称	施設数	棟数	新耐震適用施設	構造別		
					耐火構造	非耐火構造	木造
①	災害応急対策拠点施設	11	8	7	8		
	庁舎	1	1	1	1		
	すみだリバーサイドホール	1	1	1	1		
	出張所	5	2	2	2		
	土木事務所	1	1		1		
	清掃事務所	3	3	3	3		
②	指定避難所	39	101	39	101		
	小学校	25	66	25	66		
	中学校	10	25	11	25		
	旧学校施設	4	10	3	10		
③	二次避難所予定施設	6	2	2	2		
	特別養護老人ホーム	3	2	2	2		
	高齢者在宅サービスセンター	3					
④	医療救護所予定施設	3	4	2	4		
	保健センター	3	4	2	4		
⑤	災害時要援護者施設	63	36	21	35	1	
	児童福祉施設(保育園等、児童館、母子生活支援施設)	44	27	15	26	1	
	老人福祉センター	4					
	身体障害者更生援護施設	1	1		1		
	保護施設(授産施設)	4	3	2	3		
	その他社会福祉施設(子育て相談センター等)	3	1	1	1		
	幼稚園	7	4	3	4		
⑥	職員住宅	1	1	1	1		
⑦	ボランティア活動拠点施設	1	1	1	1		
⑧	その他	95	59	53	53	6	
	公民館	10	6	5	5	1	
	図書館	4	1	1	1		
	博物館	2	2	2	2		
	体育館(体育施設)	5	2	2	2		
	集会施設(地区会館、集会所、集会施設)	27	12	9	8	4	
	公営住宅	25	22	21	22		
	その他	22	14	13	13	1	

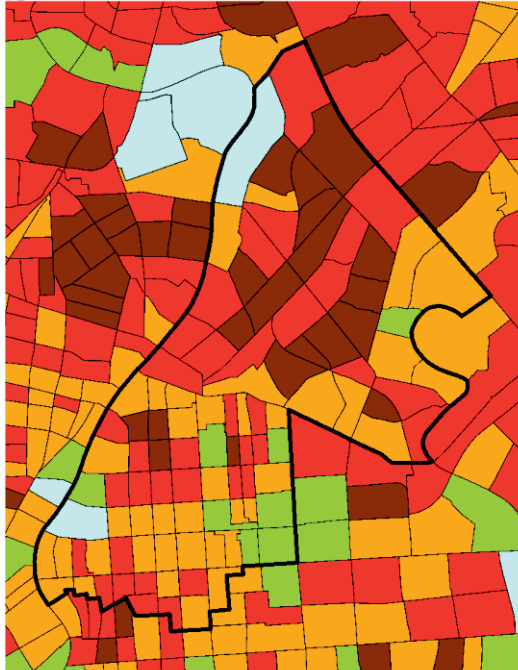
X-13：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（本冊P10）

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ラン ク	危険量	順位	ラン ク		危険量	順位	ラン ク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
吾妻橋 1丁目	4.89	598	3	0.16	2,014	2	0.06	0.32	2,259	2
吾妻橋 2丁目	5.62	453	3	0.20	1,780	2	0.07	0.41	1,835	2
吾妻橋 3丁目	4.03	821	3	0.08	2,649	2	0.06	0.26	2,681	2
石原 1丁目	7.50	220	4	0.43	1,142	3	0.08	0.63	1,139	3
石原 2丁目	7.03	261	4	0.54	965	3	0.09	0.65	1,094	3
石原 3丁目	7.09	256	4	0.33	1,345	2	0.08	0.62	1,156	3
石原 4丁目	6.57	315	4	0.18	1,918	2	0.07	0.44	1,698	2
押上 1丁目	4.56	685	3	0.11	2,410	2	0.08	0.36	2,072	2
押上 2丁目	7.43	225	4	1.95	264	4	0.18	1.65	248	4
押上 3丁目	11.58	30	5	14.66	7	5	0.27	7.10	9	5
亀沢 1丁目	5.18	542	3	0.11	2,369	2	0.07	0.38	1,967	2
亀沢 2丁目	4.68	652	3	0.07	2,766	2	0.07	0.33	2,239	2
亀沢 3丁目	4.41	719	3	0.08	2,692	2	0.08	0.36	2,056	2
亀沢 4丁目	4.04	817	3	0.10	2,426	2	0.09	0.35	2,110	2
菊川 1丁目	7.66	210	4	0.39	1,227	2	0.07	0.60	1,194	3
菊川 2丁目	8.36	158	4	0.76	727	3	0.11	0.98	638	3
菊川 3丁目	5.49	485	3	0.23	1,658	2	0.09	0.52	1,431	2
京島 1丁目	6.78	288	4	0.83	664	3	0.15	1.14	498	3
京島 2丁目	19.52	1	5	17.77	3	5	0.21	7.95	5	5
京島 3丁目	17.76	2	5	9.55	23	5	0.16	4.24	36	5
錦糸 1丁目	2.55	1,395	2	0.03	3,593	1	0.08	0.20	3,183	1
錦糸 2丁目	5.24	531	3	0.10	2,486	2	0.08	0.45	1,680	2
錦糸 3丁目	5.68	444	3	0.10	2,427	2	0.06	0.36	2,079	2
錦糸 4丁目	1.91	1,871	2	0.02	3,721	1	0.07	0.13	3,745	1
江東橋 1丁目	3.68	921	3	0.04	3,228	1	0.07	0.25	2,787	2
江東橋 2丁目	3.90	861	3	0.04	3,266	1	0.06	0.23	2,878	1
江東橋 3丁目	1.97	1,815	2	0.02	3,725	1	0.06	0.12	3,841	1
江東橋 4丁目	2.36	1,525	2	0.03	3,417	1	0.09	0.21	3,054	1
江東橋 5丁目	3.26	1,083	3	0.06	3,028	1	0.07	0.25	2,801	2
墨田 1丁目	3.63	940	3	0.11	2,339	2	0.14	0.51	1,461	2
墨田 2丁目	10.88	44	5	3.41	124	4	0.22	3.22	75	5
墨田 3丁目	14.52	9	5	17.38	4	5	0.24	7.74	6	5
墨田 4丁目	11.59	29	5	5.05	73	5	0.27	4.54	29	5
墨田 5丁目	9.40	94	4	4.98	76	5	0.24	3.51	66	5
太平 1丁目	6.06	397	3	0.13	2,210	2	0.07	0.42	1,783	2
太平 2丁目	8.28	167	4	0.36	1,291	2	0.07	0.60	1,195	3
太平 3丁目	6.41	333	4	0.23	1,672	2	0.07	0.47	1,610	2
太平 4丁目	3.92	857	3	0.06	2,987	1	0.09	0.36	2,060	2
立花 1丁目	4.28	750	3	0.64	837	3	0.16	0.81	834	3
立花 2丁目	10.89	43	5	6.15	51	5	0.23	3.89	50	5
立花 3丁目	6.35	346	4	1.11	514	3	0.15	1.12	521	3
立花 4丁目	6.63	310	4	0.69	797	3	0.14	1.01	610	3
立花 5丁目	4.50	702	3	0.15	2,077	2	0.09	0.43	1,746	2
立花 6丁目	6.04	401	3	0.79	700	3	0.14	0.93	691	3
立川 1丁目	7.14	250	4	0.51	1,004	3	0.07	0.52	1,425	2
立川 2丁目	7.17	246	4	0.25	1,585	2	0.06	0.47	1,602	2
立川 3丁目	5.76	436	3	0.24	1,638	2	0.09	0.56	1,275	2
立川 4丁目	6.37	341	4	0.18	1,878	2	0.06	0.40	1,905	2
千歳 1丁目	3.52	978	3	0.02	3,831	1	0.11	0.39	1,945	2
千歳 2丁目	3.65	937	3	0.08	2,722	2	0.09	0.33	2,231	2

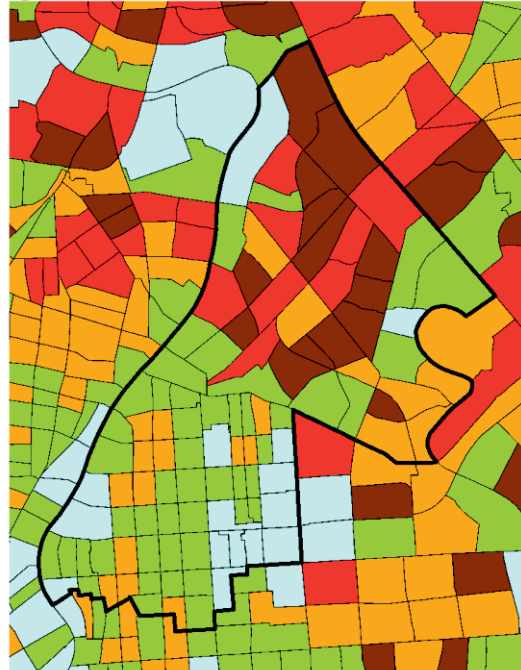
町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
千歳3丁目	7.82	199	4	0.40	1,193	3	0.06	0.52	1,415	2
堤通1丁目	3.12	1,130	3	0.09	2,593	2	0.16	0.50	1,473	2
堤通2丁目	0.25	4,675	1	0.00	4,992	1	0.21	0.05	4,517	1
業平1丁目	5.34	512	3	0.13	2,255	2	0.08	0.44	1,696	2
業平2丁目	7.21	241	4	0.22	1,686	2	0.08	0.58	1,249	2
業平3丁目	5.67	446	3	0.13	2,197	2	0.06	0.36	2,093	2
業平4丁目	8.29	164	4	0.56	941	3	0.07	0.59	1,217	2
業平5丁目	6.10	392	3	0.14	2,163	2	0.09	0.57	1,266	2
東駒形1丁目	6.88	278	4	0.31	1,402	2	0.07	0.48	1,566	2
東駒形2丁目	12.53	17	5	1.18	479	3	0.08	1.08	550	3
東駒形3丁目	10.10	67	5	0.58	914	3	0.09	0.91	716	3
東駒形4丁目	6.15	380	3	0.22	1,700	2	0.07	0.42	1,800	2
東墨田1丁目	1.88	1,903	2	0.03	3,575	1	0.17	0.32	2,260	2
東墨田2丁目	3.68	922	3	0.15	2,089	2	0.12	0.47	1,599	2
東墨田3丁目	3.29	1,060	3	0.13	2,222	2	0.12	0.40	1,877	2
東向島1丁目	14.05	12	5	11.17	15	5	0.22	5.43	15	5
東向島2丁目	9.91	75	5	2.73	168	4	0.20	2.50	116	4
東向島3丁目	6.76	291	4	1.05	541	3	0.18	1.44	322	4
東向島4丁目	9.35	99	4	2.92	150	4	0.22	2.66	107	4
東向島5丁目	10.42	55	5	7.58	34	5	0.20	3.56	65	5
東向島6丁目	11.36	32	5	10.52	18	5	0.19	4.20	39	5
文花1丁目	3.56	963	3	0.28	1,487	2	0.13	0.49	1,517	2
文花2丁目	5.06	570	3	0.22	1,713	2	0.15	0.80	846	3
文花3丁目	8.30	162	4	0.43	1,139	3	0.15	1.28	407	3
本所1丁目	6.07	394	3	0.23	1,675	2	0.07	0.42	1,789	2
本所2丁目	7.98	187	4	0.64	834	3	0.08	0.65	1,085	3
本所3丁目	10.14	64	5	0.52	993	3	0.07	0.78	881	3
本所4丁目	7.76	203	4	0.21	1,758	2	0.07	0.57	1,268	2
緑1丁目	6.37	343	4	0.42	1,156	3	0.08	0.53	1,383	2
緑2丁目	5.56	471	3	0.16	1,990	2	0.07	0.42	1,774	2
緑3丁目	5.17	546	3	0.13	2,246	2	0.07	0.39	1,925	2
緑4丁目	4.56	687	3	0.09	2,583	2	0.07	0.31	2,350	2
向島1丁目	6.23	368	4	0.20	1,782	2	0.08	0.51	1,458	2
向島2丁目	7.33	235	4	0.25	1,571	2	0.06	0.48	1,553	2
向島3丁目	6.90	276	4	0.29	1,458	2	0.08	0.58	1,241	2
向島4丁目	10.05	70	5	5.80	55	5	0.19	3.07	83	5
向島5丁目	9.50	90	4	1.49	369	4	0.13	1.41	338	4
八広1丁目	9.49	91	4	3.41	126	4	0.18	2.35	129	4
八広2丁目	9.89	76	5	5.42	60	5	0.21	3.14	78	5
八広3丁目	11.25	35	5	10.12	20	5	0.24	5.19	19	5
八広4丁目	10.67	51	5	6.36	48	5	0.23	3.84	52	5
八広5丁目	9.36	98	4	1.80	292	4	0.19	2.09	158	4
八広6丁目	8.52	146	4	1.71	316	4	0.17	1.79	209	4
横網1丁目	0.74	3,858	1	0.00	4,514	1	0.08	0.06	4,458	1
横網2丁目	2.54	1,397	2	0.06	2,926	1	0.07	0.18	3,337	1
横川1丁目	2.89	1,225	2	0.03	3,565	1	0.09	0.28	2,564	2
横川2丁目	10.25	62	5	0.92	613	3	0.06	0.72	956	3
横川3丁目	8.34	160	4	0.51	1,011	3	0.09	0.76	903	3
横川4丁目	7.16	247	4	0.27	1,509	2	0.08	0.60	1,191	3
横川5丁目	1.98	1,805	2	0.03	3,628	1	0.14	0.28	2,525	2
両国1丁目	6.14	383	3	0.26	1,562	2	0.08	0.54	1,340	2
両国2丁目	4.37	724	3	0.11	2,397	2	0.10	0.45	1,668	2
両国3丁目	6.47	323	4	0.30	1,447	2	0.09	0.62	1,144	3
両国4丁目	5.00	579	3	0.11	2,364	2	0.07	0.34	2,157	2

(注) 総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難係数を加味し、測定している。

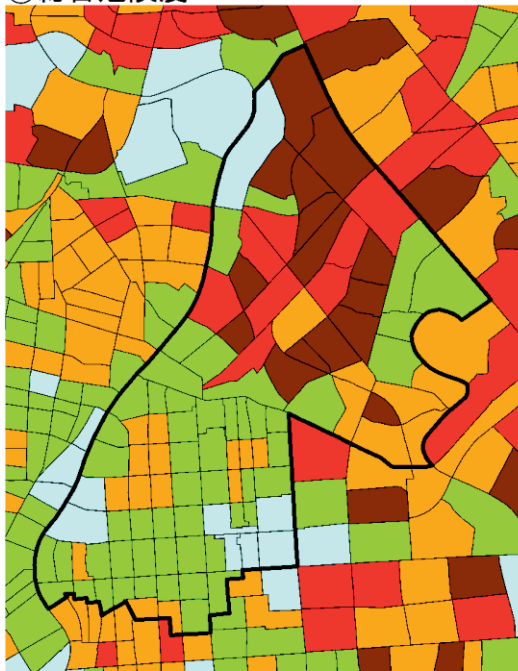
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



凡例

市区町村界

町丁目界

建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

ランク 順位

5 (1-85位)

4 (86-373位)

3 (374-1195位)

2 (1196-2848位)

1 (2849-5192位)

X-14：指定文化財所在地（本冊 P74）

1. 国指定文化財

令和4年4月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
重要文化財（工芸品）	萌葱地葵紋付小紋染胴服 1 領 附今村家覚書 1 卷	横網 1-4-1 江戸東京博物館
重要文化財（歴史資料）	阿蘭陀風説書	
重要文化財（歴史資料）	旧江戸城写真ガラス原板 29 枚	
重要文化財（歴史資料）	壬申検査関係ステレオ写真ガラス原板 257 点	
重要文化財（工芸品）	エレキテル〈平賀家伝来〉	押上 1-1-2 郵政博物館
重要文化財（工芸品）	エンボッシング・モールス電信機〈ペリー将来／米国製〉	
重要文化財（工芸品）	ブレゲ指字電信機	
重要文化財（工芸品）	太刀〈額銘吉房〉	横網 1-12-9 刀剣博物館
重要文化財（工芸品）	太刀〈無銘福岡一文字〉附糸巻太刀拵	
国宝（工芸品）	太刀〈銘延吉〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘兼永〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘国吉〉	
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉	
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘信房作〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘正恒〉 附黒漆太刀拵	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘備前国住人雲次／正和二二年十月日〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈無銘（伝貞宗）〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘宇都宮大明神相模国住人廣光／八幡大菩薩、文和五年卯月日〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘兼氏〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘光包（名物乱光包）〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘清綱〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘長谷部国重〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘来国光（名物池田来国光）〉	
重要文化財（工芸品）	刀〈無銘伝志津〉	
重要文化財（工芸品）	刀〈銘長曾禰興里入道希徹〉	
重要文化財（工芸品）	刀〈銘津田越前守助広／延寶七年二月日〉	
名勝及び史跡	向島百花園	東向島 3-18-3

2. 国登録有形文化財

令和4年4月1日現在

登 録 種 別	名 称	所 在 地
登録有形文化財（建造物）	照田家住宅主屋	緑 2-12-2

登録有形文化財（建造物）	割烹美家古向島本店店舗	向島 5-3-5
--------------	-------------	----------

3. 東京都指定文化財

令和4年4月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来坐像	両国 2-8-10 回向院
有形文化財（歴史資料）	石造明暦大火横死者等供養塔	
有形民俗文化財	瓦製造用具 62 点 附製造瓦 6 点	横網 1-4-1 江戸東京博物館
旧跡	加藤千蔭墓	両国 2-8-10 回向院
旧跡	磐瀬京伝墓	
旧跡	磐瀬京山墓	
旧跡	赤穂浪士元禄義挙の跡	両国 3-13-9 本所松坂町公園
旧跡	中野搦謙墓	千歳 2-1-16 要津寺
旧跡	島男也墓	
旧跡	杉山和一墓	立川 1-4-13 弥勒寺
旧跡	朝川善庵墓	向島 3-12-15 常泉寺
旧跡	梅若塚	堤通 2-16-1 梅若公園
名勝	旧安田庭園	横網 1-12-1

4. 区指定文化財

令和4年4月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（建造物）	旧小山家住宅	立花 6-13-17 立花大正民家園内
有形文化財（建造物）	多聞寺山門	墨田 5-31-13 多聞寺
有形文化財（建造物）	弘福寺本堂（大雄寶殿）	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財（絵画・典籍）	紙本着色梅若権現御縁起	堤通 2-16-1 木母寺
有形文化財（絵画）	絹本着色水野忠啓像 椿椿山筆（檜崎宗重コレクション）	亀沢 2-7-2 すみだ北斎美術館
有形文化財（絵画）	麻布油絵三宅康直像 高橋由一筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色佐久間象山塾居図 川上冬崖筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本淡彩山水図 高芙蓉筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色花卉図 深江蘆舟筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色峠茶屋図 蹄齋北馬筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色母子犬図 長沢蘆雪筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色耶馬溪真景図巻 森寛齋筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 富嶽三十六景 武州玉川 葛飾北斎筆 錦絵大判（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 牡丹に胡蝶 葛飾北斎筆 錦絵大判 （ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 寺島法泉寺詣 葛飾北斎筆 （ピーター・モースコレクション）	

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財(絵画)	木版画 伊勢屋利兵衛板 新板浮絵江戸名所 葛飾北斎筆 (ピーター・モースコレクション)	亀沢 2-7-2 すみだ北斎美術館
有形文化財(絵画)	狂歌絵本(版本) 初若菜 樵歌亭笛成序 葛飾北斎挿絵 (ピーター・モースコレクション)	
有形文化財(絵画)	狂歌絵本(版本) さむたらかすみ 千穂庵三陀羅法師撰 葛飾北斎挿絵 (ピーター・モースコレクション)	
有形文化財(彫刻)	弘福寺の木造鐵牛禪師倚像 附蓮華形木板貼付銅鑄三十五尊	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財(歴史資料)	一勇齋歌川先生墓表 (歌川国芳顕彰碑)	向島 2-5-17 三囲神社
有形文化財(歴史資料)	石造墨堤永代常夜燈	向島 5-1 (隅田公園内)
天然記念物	飛木稻荷神社のイチョウ	押上 2-39-6 飛木稻荷神社

X-15：墨田区要配慮者避難支援プラン（本冊 P249）

第1章 総則

1 目的

本プランは、要配慮者に関して、発災前の備え、発災時の避難行動（以下「避難行動」という。）、避難後の生活（以下「避難生活」という。）などの各段階において、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助・公助による支援体制構築」を推進することにより、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

2 要配慮者

要配慮者の「要因による種別」及び「必要な支援体制」は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要配慮者1（避難行動要支援者））

ア 要因による種別（外国人を含む）

- ・75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者
- ・第1種身体障害者
- ・第1種知的障害者
- ・要介護3・4・5の者（施設入居者を除く。）

イ 必要な支援体制

外部支援の必要性が高いため、該当者名簿を防災関係機関等が共有し、事前に支援体制を構築する。

- (2) 自力では避難行動及び避難生活ができない恐れがある者（要配慮者2）

ア 要因による種別

- ・乳幼児
- ・精神障害者
- ・一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者
- ・その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

イ 必要な支援

外部支援の必要性は比較的高いが、常時、支援を必要とする状態にはない可能性があるため、名簿の共有によらず、要配慮者又は保護責任者の申請があった場合は、事前に支援体制を構築する。

- (3) 日本語の理解が十分ではない外国人等（要配慮者3）

ア 要因による種別

日本語の理解が十分ではない外国人等

イ 必要な支援

心身の状態による要配慮者ではないため、個々人の情報把握ではなく、外国語による事前の防災思想啓発、災害時情報提供等の体制整備を図る。

3 避難支援等関係者

要配慮者に対する避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者（以下「支援者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区
- (2) 本所警察署及び向島警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 本所消防署及び向島消防署（以下「消防署」という。）
- (4) 本所消防団及び向島消防団（以下「消防団」という。）
- (5) 墨田区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (6) 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）
- (7) サポート隊等の要配慮者支援機能を有する住民防災組織（以下「住民防災組織」という。）
- (8) 住民防災組織以外の、地域住民、周辺事業所従業者等のうち、災害現場において要配慮者支援が可能な者（以下「臨時支援者」という。）

4 要配慮者情報の把握

支援者は、支援活動の円滑化のため、次のとおり、平常時における要配慮者情報の把握に努める。

- (1) 墨田区
 - ア 区が保有する個人情報の目的外利用により、要配慮者1（避難行動要支援者）に係る情報を収集し、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」）を作成する。また、要配慮者2及び要配慮者3のうち、希望があった者に係る情報を名簿に掲載する。
なお、名簿情報の更新については、原則年1回とする。
 - イ 各支援者が作成する支援方針又は要配慮者個人に対する個別の避難支援計画（以下「個別支援プラン」という。）に関する情報を収集する。
なお、避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別支援プランに関する情報の収集は、区が行う。
- (2) 警察署、消防署、消防団及び民生委員、社会福祉協議会
区から、避難行動要支援者名簿の提供を受けることにより、当該要配慮者の情報を把握する。
また、平常時の業務において、要配慮者2・3を含む、要配慮者支援のための情報を把握する。
- (3) 住民防災組織
要配慮者の自主的な申請に基づく「手上げ方式」及び民生委員・児童委員が要配慮者からの同意を受けた場合の「同意方式」により、要配慮者情報を把握する。
- (4) 臨時支援者
「手上げ方式」により、情報を把握する。

5 要配慮者情報の取扱い

支援者は、収集した要配慮者情報について、法令等を遵守して管理し、目的外利用・外部提供は行わないものとする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 区による避難行動要支援者名簿の提供
区は、避難行動要支援者名簿（表1）を、支援者のうち、法令による守秘義務を有し、か

つ、区長と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」（資料1のとおり）を締結した者に提供することができる。

また、民生委員については、担当地域内の住民防災組織が要配慮者支援機能を有しない等の理由により、当該名簿の受領を拒んだ場合には提供しない。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿を保持する支援者は、個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏洩、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

(3) 要配慮者の同意による情報開示

支援者の平常時の活動において、要配慮者から、他の支援者への情報開示について同意を得た場合は、当該要配慮者に係る情報を、開示を同意された他の支援者に開示することができる。

(4) 緊急やむを得ないときの情報開示

災害時において、要配慮者の情報を目的外利用又は外部提供することが「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき」（墨田区個人情報保護条例第15条第1項第3号及び第16条第1項第3号）と認められる場合には、避難行動要支援者名簿を所有する支援者は、当該避難行動要支援者名簿に係る情報を、支援活動が可能な他の支援者に開示することができる。

表1 避難行動要支援者名簿

番号	住所	氏名	カナ氏名	性別	生年月日	電話番号
1	吾妻橋 1-23-20 防災マンション 101	本所 太郎	ホンジョウ タロウ	男	S.〇〇.〇〇	
2	吾妻橋 1-23-20-201	向島 花子	ムコウジマ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	
3	吾妻橋 1-23-20-202	墨田 華子	スミダ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	

要因							個別プラン	要配慮者2・3の要因
要配慮者1						要配慮者2・3		
高齢	身体				知的		介護	
	肢体	視覚	聴覚	内部				
○				○		○	○	
				○				
						○		妊産婦

第2章 支援

1 支援の基本方針

要配慮者に対する支援は、「平常時」「災害発生時」「避難生活期」に区分し、次により実施する。

なお、各区分における支援者ごとの役割は、下記2～4のとおりとする。

※ 資料2「要配慮者支援に関する各支援者の主な活動」参照

ただし、要配慮者3に対する支援については、下記5のとおりとする。

(1) 平常時

ア 要配慮者情報の把握及び支援体制の構築を図る。

イ 要配慮者による災害に関する自助の支援を行う。

(2) 災害発生時

ア 要配慮者の避難行動を支援する。

イ 要配慮者の救出救助を行う。

(3) 避難生活期

ア 要配慮者の避難生活に係る支援及び救護活動を行う。

2 平常時の支援

各支援者が平常時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

(1) 墨田区

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び他の支援者への提供

イ 各支援者の支援方針及び個別支援プランの作成状況の把握

ウ 要配慮者による自助の促進支援

エ 住民防災組織に対する体制整備等の促進支援

オ 要配慮者支援体制に関する総合調整

(2) 警察署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(3) 消防署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(4) 消防団

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による自助の促進支援

(6) 民生委員

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援
- エ 要配慮者による住民防災組織への支援要請促進及び同意の取り付け

(7) 住民防災組織

- ア 手上げ方式及び同意方式による要配慮者情報の把握
- イ 把握した情報に基づく個別支援プランの作成
 - ※ 個別支援プランについては、資料3を基に、住民防災組織が独自に定める。
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(8) 臨時支援者

- ア 地域コミュニティによる要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

3 災害時の支援

各支援者が災害時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って、安全の確保に十分に配慮し、支援活動する。

なお、「災害時」には、「災害発生が予想される場合」を含むものとする。

(1) 墨田区

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 避難所及び二次避難所の開設及び開設要請
- ウ 避難場所等における要配慮者救護
- エ 支援物資の搬送
- オ 円滑な避難のために必要な通知又は警告の発令及びその情報伝達の配慮
- カ 各支援者による支援活動の総合調整

(2) 警察署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(3) 消防署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(4) 消防団

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(5) 社会福祉協議会

行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(6) 民生委員

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認
- ウ 行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(7) 住民防災組織

- ア 個別支援プランに基づく情報伝達・避難誘導
- イ 民生委員・児童委員等からの支援要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認・集約
- エ 一時集合場所等における要配慮者の救護
- オ 支援物資の提供、後方搬送等の要請

(8) 臨時支援者

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 各支援者からの要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の救護

4 避難生活期の支援

各支援者が避難生活期に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

(1) 墨田区

- ア 要配慮者救護所の開設
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 二次避難所の開設及び開設要請
- エ 支援物資の輸送
- オ 災害時後方医療施設等への搬送及び搬送要請
- カ 各支援者による要配慮者支援の総合調整

(2) 警察署

- ア 避難所周辺等の警備
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく行方不明者の捜索
- ウ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく死体の検分

(3) 消防署

- ア 災害時後方医療施設等への搬送

(4) 消防団

- ア 要配慮者救護所等における救護活動
- イ 災害時後方医療施設等への搬送支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 避難所・二次避難所（福祉避難所）でのニーズ把握及びボランティア派遣
- イ 小地域福祉活動委員・ふれあいサロン活動者による見守り・声かけ活動
- ウ 避難所や仮設住宅でのふれあいサロンの設置

(6) 民生委員

- ア 要配慮者名簿及びその他事前把握情報に基づく安否確認
- イ 行方不明者の捜索要請
- ウ 要配慮者救護所等における要配慮者支援方法のコーディネート

(7) 住民防災組織

- ア 要配慮者の生活状況の把握
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 支援物資の提供、後方搬送等の支援要請

(8) 臨時支援者

- ア 要配慮者救護所等における救護活動

5 要配慮者3に対する支援

要配慮者3に対する支援は、情報提供を中心に、次のとおり、支援体制を整備する。

- (1) 外国語による防災思想啓発の実施
- (2) 情報網の整備
- (3) 通訳ボランティアとの連携
- (4) 避難場所等における外国語表示の実施

第3章 資料

（資料1）

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定

墨田区（以下「甲」という。）と支援機関（者）名（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者に関する個人情報に記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（名簿の提供）

第1条 甲は、墨田区要配慮者避難支援プランに基づく避難行動要支援者対策を進めるため、名簿を作成して、乙に提供するものとする。

（名簿の使用）

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害又は避難行動要支援者の生命に関する危険を伴う事故・火災が発生した場合の緊急対策及びその準備行為を行う場合に限り、名簿を使用するものとする。

2 前項の緊急対策は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認を行うこと。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援を行うこと。
- (3) 避難行動要支援者の救出及び救助を行うこと。
- (4) その他避難行動要支援者の生命に対する危険を避けるための緊急やむを得ない行為に関すること。

3 第1項の準備行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 個別避難支援プランの策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者への防災準備行為の促進に関すること。
- (3) その他避難行動要支援者対策のための必要な準備に関すること。

（第三者提供の禁止）

第3条 乙は、名簿を第三者に提供しないものとする。ただし、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第15条第1項第3号若しくは第16条第1項第3号に掲げる緊急やむを得ないときに該当すると認められる場合は、この限りでない。

（情報管理）

第4条 乙は、甲から提供された名簿に係る情報管理に万全の注意を払うものとする。

2 乙（民生委員である場合を除く。）は、前項の情報管理のため、情報管理者を定めるものとする。

（支援方針及び支援計画）

第5条 乙は、避難行動要支援者の支援に関する方針（以下「支援方針」という。）を策定するものとする。

2 乙は、支援方針に定めるもののほか、個々の避難行動要支援者の同意を受けて、避難行動要支援者個人に関する個別の支援計画（以下「個別支援プラン」という。）を作成することができるものとする。

（報告義務）

第6条 乙は、情報管理者及び支援方針について、避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書により甲に報告するものとする。

2 乙は、個別支援プランを策定した場合は、対象避難行動要支援者及び要配慮者の同意を得て、策定状況について、要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書により甲に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告は、名簿を更新し、又は報告内容に変更があったときに行うものとする。

（名簿の返却）

第7条 乙は、甲から新たに名簿の提供を受けたとき、民生委員・児童委員を退任したとき、又は甲から名簿の返却要請があったときは、既に受領している名簿を返却するものとする。

（法令の遵守）

第8条 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、墨田区個人情報保護条例その他関係法令を遵守するものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）


第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 ○○ ○○ 

乙 墨田区○○

○○ ○○ 

様式1

墨田区長 あて

〇〇 〇〇

避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、情報管理者及び支援方針について、下記のとおり報告します。

記

1 情報管理者

〇〇 〇〇課長 〇〇 〇〇

2 支援方針

- (1) 平常時
- (2) 災害発生時
- (3) 避難所生活期

様式2

墨田区長 様

〇〇 〇〇

要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、個別支援プランの策定について、下記のとおり報告します。

記

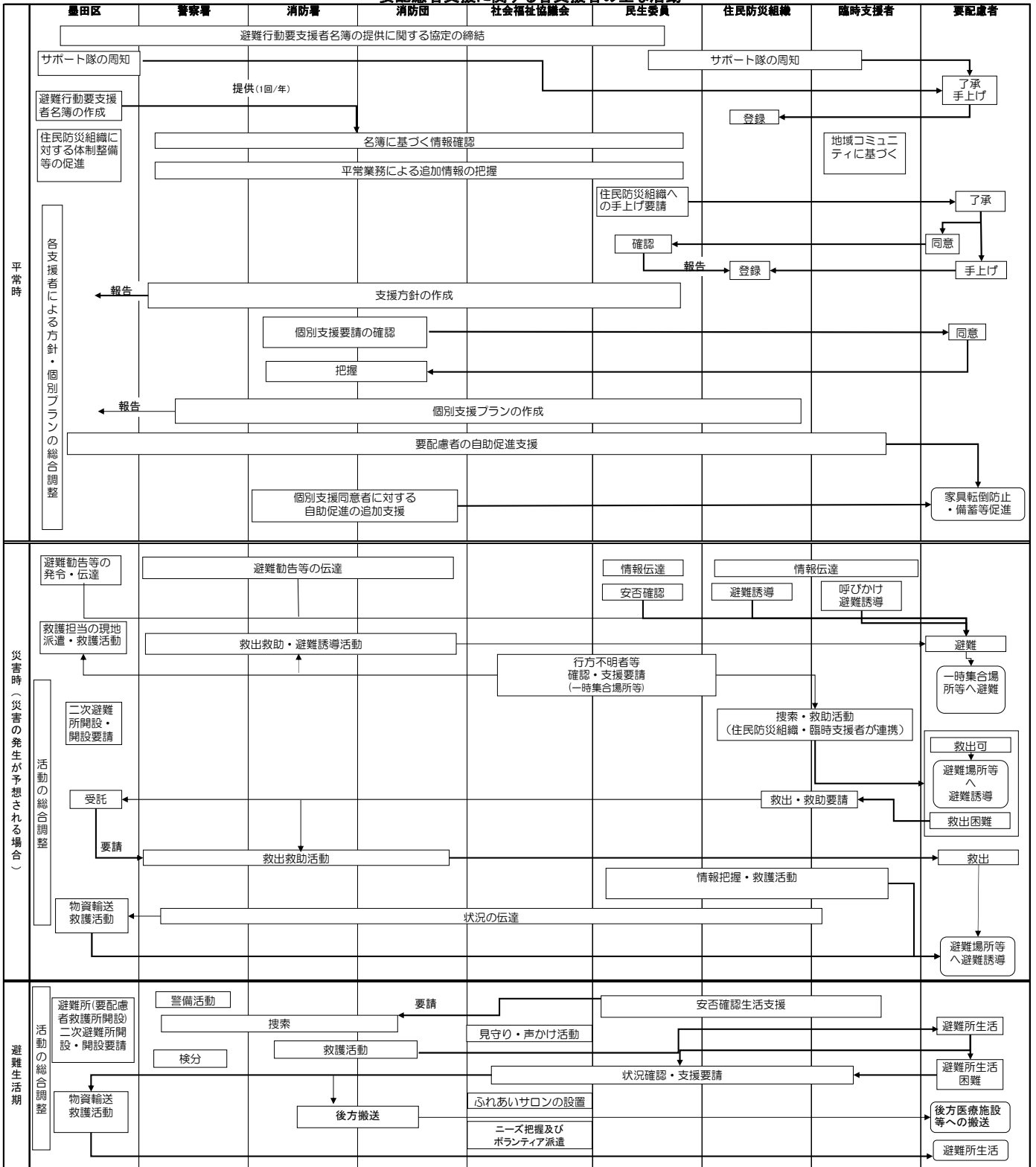
1 対象者

墨田区〇〇1-1-1 〇〇〇〇ほか〇〇人

別紙1のとおり（任意様式）

(資料2)

要配慮者支援に関する各支援者の主な活動



(資料3)

要配慮者個別支援プラン										—			
(表)		作成者:				作成年月日:			年	月	日		
氏名						性別	男	女	区分	高	障	介	他
住所		墨田区					電話						
本人の状態	会話	普通にできる				少し耳が遠い				ほとんど聞こえない			
		筆談が必要である				筆談ができない							
	歩行	一人で歩ける				杖・シルバーカーを使う				体を支えれば歩ける			
		車椅子が必要である				担架が必要である							
	食事	一人で食べることができる				一部に介助を必要とする				全般的に介助が必要である			
		ものが詰まりやすい				刻み・とろみ食が必要である							
排尿 排便	一人でできる				一部に介助を必要とする				全般的に介助が必要である				
	オムツを使用している												
その他	主治医・かかりつけ医												
	アレルギー 無・有 ()												
家族・ 介護者	状況												
緊急時の連絡先		①氏名				電話:							
						メールアドレス:							
		②氏名				電話:							
						メールアドレス:							
特記事項		(普段いる部屋、寝室の位置)(不在の時の目印、避難済の目印)など											
避難時の 不可欠品		常備薬											
避難 支援	一時集合場所												
	避難場所												
	避難所	最寄の予定施設					避難先						
避難支援者 情報													

(裏)

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など		
※ 案内図等の支援に関して必要な情報を適宜記載		

X-17：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（本冊 P46）

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時 <p>災害には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。</p> 2 平常時 <p>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</p>

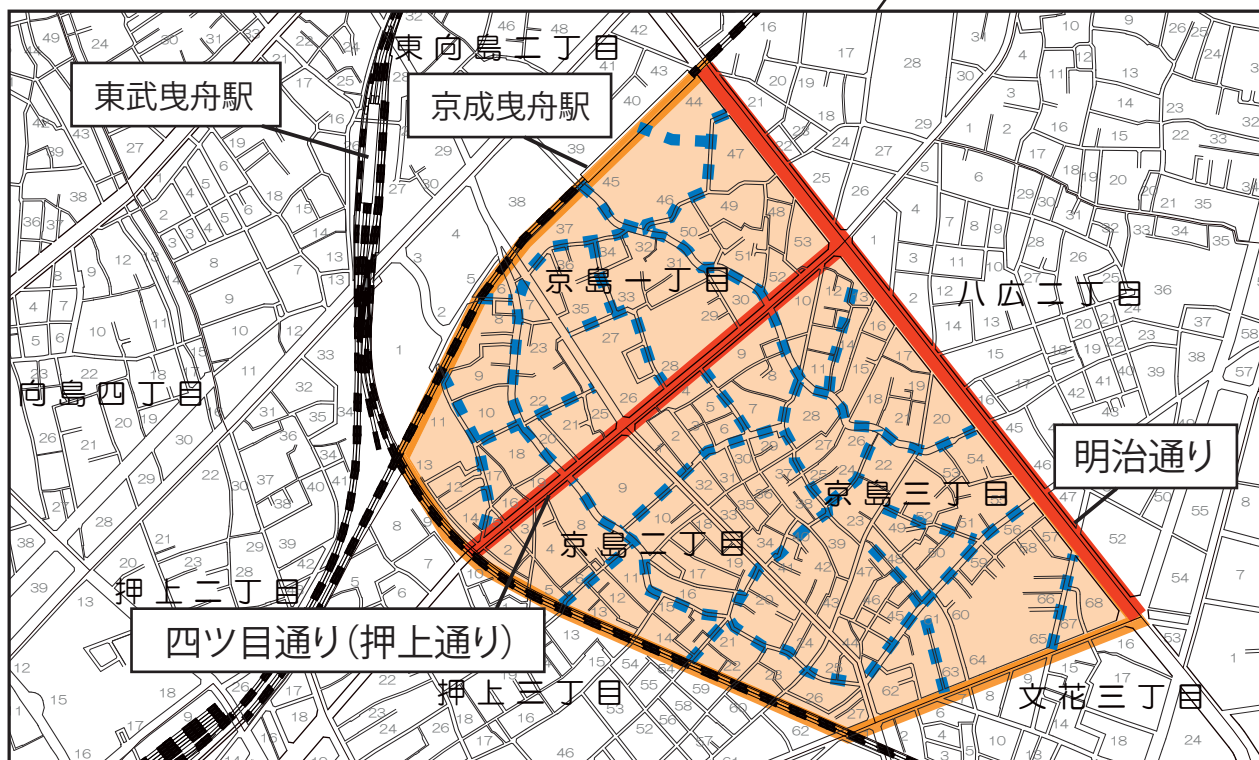
鐘ヶ淵周辺地区



- 木密地域不燃化プロジェクト
不燃化促進助成対象地区
- 避難路（避難地へと通ずる幹線道路）
- 主要生活道路



京島周辺地区



令和5年3月

墨田区地域防災計画(令和4年度修正)[別冊資料]

編集発行 墨田区防災会議

【事務局】墨田区都市計画部危機管理担当 防災課

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03(5608)6206